平成２８年（フ）第５２号
香川県小豆郡土庄町甲1603番地13
破産者　五反田末利
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第８０２号
宮城県宮城郡利府町中央３丁目６番地17
リッツハウス102号
破産者　門馬　弘征
1　破産債権の届出期間　平成29年８月23日まで
2　一般調査期日　平成29年10月23日午前11時15分
平成29年７月24日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６８３号
広島市西区己斐上３丁目10番53―３号
破産者　古胡歯科技工所こと　古胡　史郎
1　破産債権の届出期間　平成29年８月23日まで
2　一般調査期日　平成29年９月20日午後４時30分
平成29年７月24日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８３号
広島市安佐北区亀山南５丁目23番17号
破産者　藤谷　幸子
1　破産債権の届出期間　平成29年８月23日まで
2　一般調査期日　平成29年９月29日午前10時30分
平成29年７月24日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８１号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町４丁目20番15号
破産者　坂本　末則
1　破産債権の届出期間　平成29年９月４日まで
2　一般調査期日　平成29年10月25日午後２時40分
平成29年７月24日
さいたま地方裁判所川越支部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第３７号
名古屋市中区栄２丁目４番18号
清算株式会社　岡谷ホームズ株式会社
代表清算人　最住　勝則
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２９年（再）第３号
埼玉県八潮市中央２丁目６番地13
再生債務者　稲穂建設株式会社
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年９月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年10月13日から平成29年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

同 意 再 生

平成２９年（再）第９号
堺市堺区楠町２丁１―20
再生債務者　社会福祉法人美亘会
1　主文　本件について同意再生の決定をする。
2　理由の要旨　すべての届出再生債権者が、書面により、以下の再生計画について同意し、かつ、民事再生法に定める再生債権の調査及び確定の手続を経ないことに同意した。
3　再生計画案
第１　再生計画の基本方針
本件再生計画では、再生債務者が、社会福祉法人風の馬に対して事業の全部譲渡を行い、その事業の継続および再生を図る予定である。
また、再生手続開始時点での再生債権者のうち、少額債権者に対しては、裁判所の許可をえて、すでにその全額を弁済ずみであり、再生債権者としては、株式会社もとしろと独立行政法人福祉医療機構のみである。
その上で、株式会社もとしろからは、債務の全額免除を受けるとともに、独立行政法人福祉医療機構に対しては、上記事業譲渡対価をもって、その債務全額を弁済し、別除権を受戻すものとする。
なお、事業譲渡後は、再生債務者は解散清算する予定である。
第２　再生債権に対する権利の変更及び弁済方法
1　株式会社もとしろについて
債権者株式会社もとしろの再生手続開始決定時点での再生債権額は55,830,558円である。
同意再生決定が確定したときに、債権者株式会社もとしろの再生債権について、全額免除を受ける。
2　独立行政法人福祉医療機構について
債権者独立行政法人福祉医療機構の再生手続開始時点での再生債権額は、18,119,793円である。
ただし、同債権は、別除権付再生債権であり、現在、不足額が未確定であるが、再生債務者は、平成29年８月31日までに、債権者独立行政法人福祉医療機構に対し遅延損害金も含め全額弁済をなし、別除権を受け戻す予定である。よって、別除権受戻後の不足額は０円であり、再生債権の弁済は発生しない。
3　清算手続費用等を弁済した後、残余財産が生じた場合の措置
再生債務者は、事業譲渡後、すみやかに、解散決議を行い、清算手続きを開始する予定であるところ、後記第４の共益債権及び後記第５の一般優先債権を弁済し、上記２の弁済を行い、また清算手続費用等を支払った後で、残余財産がある場合には、債権者株式会社もとしろに対し、当該残余財産相当額を弁済するものとし、当該残余財産相当額の範囲において、上記１の免除は、撤回されたものとする。
第３　社会福祉法人風の馬への事業の全部譲渡
再生債務者は、平成29年８月31日をもって、社会福祉法人風の馬に対し、その事業の全部譲渡を行う。社会福祉法人風の馬は、再生債務者に対し、同日、事業譲渡対価として、2,190万円を支払う。
第４　共益債権の弁済方法
未払の共益債権及び今後発生する共益債権については、随時弁済する。
第５　一般優先債権の弁済方法
1　公租公課
未払の公租公課債権及び今後発生する公租公課債権については、随時弁済する。
2　従業員の未払給与の労働債権
労働債権は、随時弁済する。
第６　開始後債権
知れている開始後債権は存在しない。
平成29年７月19日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第６３号
埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸847番地79
再生債務者　浅川　一哲
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年８月10日まで
4　一般異議申述期間　平成29年８月24日から平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第６５号
埼玉県入間市大字仏子603番地１　入間リバーサイド30―403
再生債務者　森　　正哉
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年８月10日まで
4　一般異議申述期間　平成29年８月24日から平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１４号
北海道白糠郡白糠町西１条北６丁目３番地９
再生債務者　沢木　亮太
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年８月14日まで
4　一般異議申述期間　平成29年８月25日から平成29年９月１日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（再イ）第４７号
埼玉県狭山市入間川1473番地の34
再生債務者　寺戸　智彦
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年８月14日まで
4　一般異議申述期間　平成29年８月25日から平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部